解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十八日

宮崎県都城市上町一七街区八号

有限会社カコイ商会

清算人　椿　寿子

解散公告

当社は、令和八年四月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十八日

沖縄県名護市字為又七四二番地一一四

有限会社仲原建設

清算人　玉城　希

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月二十七日開催の社員総会の決議並びに石川県知事の認可により、令和八年四月十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十八日

石川県野々市市本町三丁目七番一二号

医療法人社団大倉外科医院

清算人　大倉　典子

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年三月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十八日

山口県柳井市伊保庄一二八〇番地

農事組合法人讃気

清算人　檜垣　巖

清算人　松永　茂夫

清算人　宗里　勝

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年四月九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十八日

高知県香南市野市町西野二一九二番地二

医療法人レザレクト

清算人　藤川　義久

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年四月十三日を以て解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十八日

佐賀県伊万里市木須町三九二〇番地

西明寺

清算人　橋口　弘昭

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十八日

鹿児島県いちき串木野市元町二〇〇番地

医療法人勝目眼科

清算人　勝目　紀一

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年二月十二日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十八日

新潟県新潟市南区上曲通四〇一番地一

宗教法人西来寺

清算人　西方　秀成

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月九日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十八日

山梨県西八代郡市川三郷町寺所七九二番地

宗教法人春日大神社

清算人　弁護士　木暮　利壱

連絡先　山梨県甲府市中央一丁目九番六号

青柳ビル三階

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十八日

岡山市南区福富西二丁目五番四〇号

医療法人社団緑竹会

清算人　竹原　謙三

解散公告（第二回）

当土地改良区は、令和八年四月十三日南さつま市長の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十八日

鹿児島県南さつま市坊津町泊七九九一番地

清算法人坊津町清原土地改良区

代表清算人　清水　正孝

解散公告（第三回）

当土地改良区は、令和八年三月二日京都府知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十八日

京都府舞鶴市千歳八九六―一番地

清算法人舞鶴市西大浦土地改良区

代表清算人　南　忠嗣

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年三月十九日高松地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十八日

香川県高松市屋島東町一六七六番地

東光寺

清算人　弁護士　山田　浩司

連絡先　高松市丸の内四番六号アラキビル二階―N　山田法律事務所

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年四月十二日開催の組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十八日

福岡県築上郡築上町大字日奈古四六二番地四

農事組合法人日奈古もんじゅ営農組合

清算人　中川　哲実

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月二十日開催の社員総会の決議並びに宮崎県知事の認可により、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十八日

宮崎県西都市大字妻一四二九番地一ベルンシュタイン二〇五号室

医療法人いわみ小児科医院

清算人　岩見　晶臣

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十八日

宮崎県宮崎市田野町乙一〇八四三番地三

農事組合法人鷺瀬原茶業組合

清算人　田中　宏史